

第 7 1 号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|------------------------|
| <p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</u></p> <p><u>2 0 令和 4 年度分の国民健康保険税であって、令和 5 年 4 月 1 日以後に普通徴収の納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第 2 7 条第 1 項に規</u></p> | <p>附 則</p> <p>[削る]</p> |

定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が、1,000万円以下であること。

| | |
|--|------|
| <p><u>ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。</u></p> <p><u>21 前項の場合における第27条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</u></p> | 〔削る〕 |
|--|------|

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第71号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことを踏まえ、国は、令和4年度に資格を取得したことにより令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する国民健康保険税の減免にのみ財政支援を実施するとしていた。市においても減免規定を設けていたが、減免申請を行う被保険者がいないこと、かつ、財政支援がなくなることを踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免規定を削ること。（附則第20項及び第21項関係）

3 施行期日 令和6年1月1日